

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示の廃止について
に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○ 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>浜松市で根絶が確認されたとしても、アリモドキゾウムシが周辺地域に既に拡散している場合も考えられる。すでに広域拡散が発生しているリスクを念頭に置き、さらなる広範な監視なしに緊急防除の解除を行うことは、アリモドキゾウムシがもたらす虫害を鑑みれば不適切である。</p>	<p>今回の緊急防除では、アリモドキゾウムシの発生が確認された浜松市に加え、周辺市町においても侵入調査を実施し、根絶確認が可能な相当期間にわたり発生が無いことを確認したことから、アリモドキゾウムシ対策検討会議における専門家の意見を踏まえ、当該地域において本虫を根絶したと判断しました。</p> <p>なお、静岡県は、緊急防除解除後の対応として、浜松市を中心に当面の間侵入調査を実施し、本虫の侵入を警戒していくこととしております。</p> <p>参考：第5回アリモドキゾウムシ対策検討会議概要 (https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/arimodoki.html/attach/pdf/arimodoki-20.pdf)</p>
2	<p>資料1の改正概要に「トラップ調査で本虫が誘殺されていないことを確認」とありますが、アリモドキゾウムシの確認はトラップ調査のみで行い、その結果に基づいて根絶したかどうかを判断するのでしょうか。</p>	<p>今回の緊急防除では、アリモドキゾウムシの発生状況の確認として、本虫の寄主植物であるサツマイモ等の栽培を禁止した上で、性フェロモンによるトラップに本虫が誘殺されないこと、及びノアサガオ等の野生寄主植物に本虫の寄生が無いことを確認しました。</p> <p>今回の緊急防除の解除は、アリモドキゾウムシ対策検討会議における専門家の意見を聴いた上で、これら2つの調査の結果等を踏まえて判断されたものです。</p>